

恵庭市告示第14号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間終了の日までに、恵庭市に意見を提出することができる。その提出先は、恵庭市京町1番地（郵便番号061-1498）恵庭市企画振興部まちづくり拠点整備室まちづくり推進課とする。

令和7年2月7日

恵庭市長 原 田



記

- 1 都市計画の種類
用途地域
- 2 都市計画を定める土地の区域
3・5・119 西島松通起点の一部区域
（縦覧に供する都市計画の案のとおり）
- 3 都市計画の案の縦覧場所
恵庭市企画振興部まちづくり拠点整備室まちづくり推進課
- 4 縦覧期間
自 令和7年2月7日
至 令和7年2月21日